

## 2 所得税法第 227 条の 2 《有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書》

組合契約によって成立する有限責任事業組合の業務を執行する有限責任事業組合契約法第 29 条第 3 項に規定する会計帳簿を作成した組合員は、当該有限責任事業組合に係る各組合員(当該組合契約に定める計算期間の中途において脱退又は加入をした組合員を含む。)に生ずる利益の額又は損失の額につき、当該各組合員(以下「有限責任事業組合に係る組合員」という。)別に、次に掲げる事項を記載した「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」を、当該計算期間の終了の日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、当該有限責任事業組合の主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない(所法 227 の 2、所規 96 の 2①)。

※ 組合員が個人又は法人のいずれの場合でも提出することになる。

イ 当該有限責任事業組合に係る組合員の氏名又は名称及び住所若しくは居所(国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所)又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ロ 当該有限責任事業組合の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該有限責任事業組合の会計帳簿を作成した組合員(有限責任事業組合契約法第 29 条第 3 項に規定する会計帳簿を作成した組合員をいう。)の氏名又は名称

ハ 当該有限責任事業組合の計算期間及び当該有限責任事業組合の事業の内容

ニ 当該有限責任事業組合の計算期間の終了の時までに当該有限責任事業組合に係る組合員が当該組合契約に基づいて有限責任事業組合契約法第 11 条の規定により出資をした同条の金銭その他の財産の価額で同法第 29 条第 2 項の規定により当該有限責任事業組合の会計帳簿に記載された同項の出資の価額の合計額に相当する金額その他出資に関する事項

ホ 当該有限責任事業組合の計算期間において当該有限責任事業組合に係る組合員が交付を受けた金銭その他の資産に係る有限責任事業組合契約法第 35 条第 1 項に規定する分配額のうち当該組合員がその交付を受けた部分に相当する金額及び当該有限責任事業組合の計算期間の終了の時までに当該組合員がその交付を受けた部分に相当する金額の合計額

ヘ 当該有限責任事業組合に係る組合員の有限責任事業組合契約法第 33 条に規定する損益分配の割合

ト 当該有限責任事業組合の計算期間における当該有限責任事業組合の損益計算書に計上されている収益及び費用の内訳並びに当該収益及び費用のうち当該有限責任事業組合に係る組合員の当該収益及び費用の額に相当する額

チ 当該有限責任事業組合の計算期間の終了の日における当該有限責任事業組合の貸借対照表に計上されている資産及び負債の内訳並びに当該資産及び負債のうち当該有限責任事業組合に係

る組合員の当該資産及び負債の額(有限責任事業組合契約法第 36 条の資産の額及び負債の額をいう。以下同じ。)に相当する額(当該有限責任事業組合に係る組合員が当該計算期間の中途において脱退をした組合員である場合には、当該脱退をした日の直前における当該有限責任事業組合の貸借対照表その他これに類するものに計上されている資産及び負債の内訳並びに当該資産及び負債のうち当該脱退をした組合員の当該資産及び負債の額に相当する額)

リ 当該有限責任事業組合に係る組合員が通則法第 117 条第 2 項の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所

ヌ その他参考となるべき事項